

1	財 政	1
2	市 税	6
3	契 約	18
4	本 庁 舎	21
5	防災合同庁舎(危機管理センター)の整備	24
6	公有財産	25
7	物 品	27
8	基 金	27
9	法定外公共物(里道・水路等)	27
10	指定管理者制度	28
11	ファシリティマネジメント	28

1 財 政

(1) 各会計予算規模

(単：千円・%)

区分 会計別		令和5年度	令和4年度	比較	
		当初予算額	当初予算額	増減	当初対比
一般会計		168,900,000	163,800,000	5,100,000	103.1
特別 会計	国民健康保険事業	41,418,416	42,506,352	△1,087,936	97.4
	後期高齢者医療事業	7,173,054	6,793,561	379,493	105.6
	介護保険事業	43,329,413	42,433,820	895,593	102.1
	母子福祉資金等貸付事業	116,620	114,044	2,576	102.3
	食肉センター事業	357,241	350,711	6,530	101.9
	競輪事業	22,395,263	20,065,315	2,329,948	111.6
	卸売市場事業	1,557,613	424,846	1,132,767	366.6
	中小企業勤労者福祉共済事業	117,383	110,061	7,322	106.7
	駐車場事業	400,254	467,602	△67,348	85.6
	小計	116,865,257	113,266,312	3,598,945	103.2
合計		285,765,257	277,066,312	8,698,945	103.1
	病院事業	12,265,658	11,790,445	475,213	104.0
	下水道事業	21,043,709	19,981,452	1,062,257	105.3
総計		319,074,624	308,838,209	10,236,415	103.3

(2) 一般会計歳入予算（款別）

(単位：千円・%)

区分 款別		令和5年度		令和4年度		比較	
		当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増減	当初対比
1	市税	65,477,000	38.8	64,640,000	39.5	837,000	101.3
2	地方譲与税	1,040,100	0.6	1,046,300	0.6	△6,200	99.4
3	利子割交付金	42,000	0.0	82,000	0.0	△40,000	51.2
4	配当割交付金	416,000	0.2	401,000	0.2	15,000	103.7
5	株式等譲渡所得割交付金	325,000	0.2	446,000	0.3	△121,000	72.9
6	法人事業税交付金	1,230,000	0.7	1,323,000	0.8	△93,000	93.0
7	地方消費税交付金	11,511,000	6.8	10,272,000	6.3	1,239,000	112.1
8	ゴルフ場利用税交付金	25,000	0.0	24,000	0.0	1,000	104.2
9	環境性能割交付金	90,000	0.1	126,000	0.1	△36,000	71.4
10	国有提供施設等所在市町村助成交付金	733	0.0	661	0.0	72	110.9
11	地方特例交付金	400,000	0.2	359,000	0.2	41,000	111.4
12	地方交付税	16,833,000	10.0	14,220,000	8.7	2,613,000	118.4
13	交通安全対策特別交付金	81,000	0.0	82,000	0.0	△1,000	98.8
14	分担金及び負担金	904,798	0.5	935,645	0.6	△30,847	96.7
15	使用料及び手数料	3,188,684	1.9	3,199,114	2.0	△10,430	99.7
16	国庫支出金	29,532,100	17.5	30,486,061	18.6	△953,961	96.9
17	県支出金	12,523,819	7.4	12,274,272	7.5	249,547	102.0
18	財産収入	1,962,237	1.2	127,670	0.1	1,834,567	1,537.0
19	寄附金	1,092,348	0.7	1,024,024	0.6	68,324	106.7
20	繰入金	3,550,407	2.1	3,821,571	2.3	△271,164	92.9
21	繰越金	71,899	0.0	20,735	0.0	51,164	346.8
22	諸収入	3,961,675	2.4	3,898,547	2.4	63,128	101.6
23	市債	14,641,200	8.7	14,990,400	9.2	△349,200	97.7
歳入合計		168,900,000	100.0	163,800,000	100.0	5,100,000	103.1

(3) 一般会計歳出予算 (款別)

(単位：千円・%)

款別	区分	令和5年度		令和4年度		比較	
		当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増減	当初対比
1	議会費	743,887	0.4	739,196	0.5	4,691	100.6
2	総務費	14,318,660	8.5	15,391,951	9.4	△1,073,291	93.0
3	民生費	73,712,683	43.6	73,801,026	45.0	△88,343	99.9
4	衛生費	17,023,924	10.1	16,208,341	9.9	815,583	105.0
5	労働費	207,423	0.1	182,943	0.1	24,480	113.4
6	農林水産業費	1,932,586	1.1	1,987,251	1.2	△54,665	97.2
7	商工費	3,269,949	1.9	2,442,960	1.5	826,989	133.9
8	土木費	11,324,979	6.7	12,025,238	7.3	△700,259	94.2
9	消防費	5,507,982	3.3	5,210,389	3.2	297,593	105.7
10	教育費	24,939,968	14.8	17,866,431	10.9	7,073,537	139.6
11	災害復旧費	10,000	0.0	10,000	0.0	0	100.0
12	公債費	15,807,959	9.4	17,649,074	10.8	△1,841,115	89.6
13	予備費	100,000	0.1	100,000	0.1	0	100.0
△	諸支出金	0	0	185,200	0.1	△185,200	皆減
歳出合計		168,900,000	100.0	163,800,000	100.0	5,100,000	103.1

(4) 最近2カ年間の一般会計決算 (款別)

(歳入)

(単位：円・%)

款別	区分	令和3年度		令和2年度	
		決算額	構成比	決算額	構成比
1	市税	64,051,789,506	34.2	64,405,469,027	29.6
2	地方譲与税	1,043,640,393	0.5	1,000,797,392	0.5
3	利子割交付金	83,927,000	0.0	107,113,000	0.0
4	配当割交付金	521,921,000	0.3	357,119,000	0.2
5	株式等譲渡所得割交付金	563,284,000	0.3	357,465,000	0.2
6	法人事業税交付金	1,248,178,000	0.7	724,616,000	0.3
7	地方消費税交付金	10,443,603,000	5.6	9,586,906,000	4.4
8	ゴルフ場利用税交付金	24,227,838	0.0	23,840,863	0.0
9	環境性能割交付金	80,074,000	0.0	93,503,000	0.0
10	国有提供施設等所在市町村助成交付金	661,000	0.0	663,000	0.0
11	地方特例交付金	1,115,459,000	0.6	407,359,000	0.2
12	地方交付税	18,861,497,000	10.1	15,969,784,000	7.3
13	交通安全対策特別交付金	79,886,000	0.0	81,275,000	0.0
14	分担金及び負担金	924,084,983	0.5	982,720,614	0.5
15	使用料及び手数料	2,872,008,890	1.5	2,881,649,696	1.3
16	国庫支出金	46,789,787,126	25.0	78,489,430,114	36.1
17	県支出金	11,737,986,214	6.3	11,921,259,610	5.5
18	財産収入	113,506,571	0.1	269,705,755	0.1
19	寄附金	980,852,369	0.5	635,754,074	0.3
20	繰入金	193,985,243	0.1	485,030,101	0.2
21	繰越金	2,805,017,611	1.5	2,370,975,174	1.1
22	諸収入	3,880,373,921	2.1	9,436,475,703	4.3
23	市債	18,959,571,000	10.1	17,108,250,000	7.9
合計		187,375,321,665	100.0	217,697,161,123	100.0

(歳 出)

(単位：円・%)

款別	区分	令和3年度		令和2年度	
		決 算 額	構成比	決 算 額	構成比
1	議会費	701,482,108	0.4	697,022,021	0.3
2	総務費	19,586,398,722	10.7	57,962,647,809	27.2
3	民生費	80,950,169,495	44.3	71,069,731,224	33.3
4	衛生費	18,193,263,517	9.9	15,214,511,217	7.1
5	労働費	186,939,634	0.1	181,896,172	0.1
6	農林水産業費	2,168,141,120	1.2	2,792,201,277	1.3
7	商工費	3,899,646,021	2.1	4,471,969,420	2.1
8	土木費	13,889,160,603	7.6	13,790,484,065	6.5
9	消防費	5,105,478,702	2.8	5,118,058,770	2.4
10	教育費	20,758,865,868	11.4	25,024,364,379	11.7
11	災害復旧費	10,659,000	0.0	7,978,700	0.0
12	公債費	17,428,977,106	9.5	16,961,278,458	8.0
13	諸支出金	27,399,500	0.0	—	—
合計		182,906,581,396	100.0	213,292,143,512	100.0

(5) 普通会計決算状況

(単位：千円)

区分	年度	3	2
歳入総額A		187,318,575	217,612,653
歳出総額B		182,753,513	213,138,099
歳入歳出差引額(A-B) C		4,565,062	4,474,554
翌年度へ繰越すべき財源D		767,695	1,411,361
実質収支(C-D) E		3,797,367	3,063,193
単年度収支 F		734,174	329,462
積立金 G		4,119	6,347
繰上償還金 H		0	0
積立金取りくずし額 I		0	0
実質単年度収支(F+G+H-I)		738,293	335,809
基準財政収入額		57,575,382	59,933,044
基準財政需要額		75,193,324	73,273,851
財政力指数(3カ年平均)		0.799	0.821
実質収支比率(%)		3.8	3.2
経常収支比率(%)		89.8	94.8
実質公債費比率(3カ年平均)(%)		7.2	7.5
標準税収入		73,470,432	76,670,596
標準財政規模		100,696,811	96,861,010
積立金現在高		20,461,928	16,189,582
うち財政調整基金		10,953,196	9,349,076
地方債現在高		180,197,465	178,055,850

(6) 予算編成過程の公開

予算編成過程における透明性を高め、市民に対する説明責任を全うするとともに、本市の財政運営について理解を得るため、当初予算については平成20年度当初予算から、補正予算については20年度6月補正予算からホームページで公開している。

ア 公開内容

(ア) 当初予算

- ・財政運営指針、当初予算編成方針
- ・当初予算要求額・決定額、当初予算の概要
- ・まちづくり戦略計画に係る主な重点取組事業の要求額・決定額

(イ) 補正予算

- ・補正予算編成方針
- ・補正予算要求額・決定額、補正予算の概要

イ 公開の方法

ホームページ

(7) 借金時計

前年度末の市債残高に、前年度末から今年度末までの市債残高の増減見込額を加えた額について、現時点で表示する借金時計を、平成24年10月1日からホームページで公開している。

(8) 本市の健全化判断比率等

ア 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

平成19年6月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律が公布され、地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、健全化判断比率とその算定基礎事項を記載した書類を、また、公営企業会計については、会計ごとの資金不足比率とその算定基礎事項を記載した書類を、それぞれ監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該比率を議会に報告し、かつ、公表しなければならないことが制度化された。

イ 公表する指標等

(ア) 健全化判断比率

一般会計と特別会計などの財政状況に基づき、次の4項目について指標化したもので、いずれかが早期健全化基準を上回った場合は財政健全化計画を、また、資金不足比率が経営健全化基準を上回った場合は経営健全化計画を策定し、自主的な改善努力により早期健全化を図ることとし、財政再生団体にあっては、財政再生計画を策定し、国等の関与により確実な再生を図ろうとするものである。

- a 実質赤字比率・・・一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
- b 連結実質赤字比率・・・全会計を対象とした実質赤字（または資金の不足額）の標準財政規模に対する比率
- c 実質公債費比率・・・一般会計等が負担する市債の元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率
- d 将来負担比率・・・一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

(イ) 資金不足比率

公営企業（病院、下水道など）の資金不足を公営企業の財政規模である料金収入の規模と比較し、経営状況の深刻度を示すもの。

ウ 本市の健全化判断比率と資金不足比率（令和3年度決算）

(ア) 健全化判断比率

一般会計等の実質赤字は発生しなかったことなどから、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」とも、財政の早期改善が求められる基準となる「早期健全化基準」を下回っている。

財政の早期健全化・再生に関する指標	高松市	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－	11.25%	20%
連結実質赤字比率	－	16.25%	30%
実質公債費比率	7.2%	25%	35%
将来負担比率	68.0%	350%	なし

※「－」は黒字のため、該当数字がないことを表す。

(イ) 資金不足比率

下水道事業、病院事業、卸売市場事業など4つの公営企業会計において資金不足は生じていない。

(9) 広告掲載

民間企業等との協働により、市の新たな財源確保を推進し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的に、市の資産等を広告媒体として活用し、民間企業等の広告の掲載を推進する。

高松市広告掲載現況

(4年度)

課名	広告媒体	実施内容
政策課	「高松移住ナビ」ホームページ	バナー広告を掲載
市民課、納税課、 国保・高齢者医療課	窓口封筒	広告掲載封筒を現物納付
市民課	広告付番号案内表示システム	市民課窓口等のモニターに広告を表示
	広告付消毒液スタンド	市民課窓口等の番号札発券機横に消毒液用スタンドを設置しA3ポスターにより広告を表示
国分寺総合センター	広告付窓口案内表示システム	窓口モニターに広告を表示
仏生山総合センター	広告付窓口案内表示システム	窓口モニターに広告を表示
広聴広報課	広報高松	冊子の中面の下部等に広告を掲載
	吹奏楽団定期演奏会プログラム	プログラムに広告を掲載
	高松市ホームページ「もっと高松」	バナー広告を掲載
契約監理課	共用公用封筒	裏面に広告を掲載
財産経営課	庁舎1階の案内表示板	大型液晶パネルに広告を表示
	庁舎1階の催事案内表示板	
長寿福祉課	高齢者のためのあんしんガイドブック	広告を掲載した「高齢者のためのあんしんガイドブック」を現物給付
ゼロカーボンシティ推進課	ごみ収集カレンダー	下部に広告を掲載
	ごみ分別ガイドブック	裏表紙の下部に広告を掲載
	指定収集袋の外装袋	下部に広告を掲載
環境指導課	高松市ボランティア清掃用ごみ袋	ごみ袋の上部に広告を掲載
スポーツ振興課	広告付案内表示板	案内表示板に広告を表示
生涯学習課	二十歳のつどい案内状送付用封筒等	封筒裏面への広告掲載等
中央図書館	図書資料カバー	カバーに広告を掲載
みんなの病院事務局総務課	広告付案内表示板等	大型液晶パネル等に広告を表示

2 市 税

(1) 市税の一覧

市 民 税

課 税 客 体 ・ 納 税 義 務 者	賦 課 期 日																								
・ 市内に住所を有する個人（均等割・所得割） ・ 市内に事務所、事業所または家屋敷を有する個人で市内に住所を有しないもの（均等割） ・ 市内に事務所または事業所を有する法人（均等割・法人税割） ・ 市内に寮等を有する法人で、その市内に事務所または事業所を有しないもの（均等割） ・ 市内に事務所、事業所または寮等を有する法人でない社団または財団で、代表者または管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの（均等割・法人税割）	1月1日 (個人市民税のみ)																								
課 税 標 準 及 び 税 率	申告書提出期日																								
・ 個人所得割 一律6% ・ 個人均等割 3,500円 (平成26年度から令和5年度まで東日本大震災からの復興に関し地方自治体を実施する防災のための施策の財源確保のため、500円を加算) ・ 法人均等割 (単位：千円)<table><tr><td>従業者数</td><td>50人以下</td><td>50人を超える</td></tr><tr><td>資本金等の額</td><td></td><td></td></tr><tr><td>50億円を超える</td><td>492</td><td>3,600</td></tr><tr><td>10億円を超え50億円以下</td><td>492</td><td>2,100</td></tr><tr><td>1億円を超え10億円以下</td><td>192</td><td>480</td></tr><tr><td>1千万円を超え1億円以下</td><td>156</td><td>180</td></tr><tr><td>1千万円以下</td><td>60</td><td>144</td></tr><tr><td>上記以外の法人等</td><td colspan="2">60</td></tr></table> ・ 法人税割 法人税額の12.1% (平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始した事業年度) 法人税額の8.4% (令和元年10月1日以後に開始した事業年度)	従業者数	50人以下	50人を超える	資本金等の額			50億円を超える	492	3,600	10億円を超え50億円以下	492	2,100	1億円を超え10億円以下	192	480	1千万円を超え1億円以下	156	180	1千万円以下	60	144	上記以外の法人等	60		・ 個人 個人申告書 3月15日 給与支払報告書 1月31日 給与所得者異動届出書 徴収する義務がなくなる事由が発生した月の翌月10日 ・ 法人 法人市民税申告期限 ※原則として、事業年度終了の日の翌日から2月
従業者数	50人以下	50人を超える																							
資本金等の額																									
50億円を超える	492	3,600																							
10億円を超え50億円以下	492	2,100																							
1億円を超え10億円以下	192	480																							
1千万円を超え1億円以下	156	180																							
1千万円以下	60	144																							
上記以外の法人等	60																								
納 期 等																									
・ 個人 普通徴収 6月、8月、10月、12月 給与特別徴収 毎月（6月～翌年5月） 年金特別徴収 4月、6月、8月、10月、12月、翌年2月 ・ 法人 申告期限																									

固定資産税	課 税 客 体 ・ 納 税 義 務 者	賦 課 期 日
	固定資産 土 地 } 家 屋 } 当該固定資産の所有者 償却資産 }	1月1日
	課 税 標 準 及 び 税 率	申告書提出期日
	課税標準額の1.4/100 免税点 土 地 30万円未満 家 屋 20万円未満 償却資産 150万円未満 ・ 固定資産税不均一課税 都市再開発法に係る不均一課税の税率 $1.4/100 \times 4/5$ 地域再生法に係る不均一課税の税率 $1.4/100 \times 1/10 \sim 1.4/100 \times 2/3$ ・ 軽減措置等（主なもの） (1) 新築住宅軽減 一般住宅 新築後3年度分（長期優良住宅は5年度分） 税額が2分の1に軽減（床面積120㎡まで） 3階建以上の中高層耐火住宅等 新築後5年度分（長期優良住宅は7年度分） 税額が2分の1に軽減（床面積120㎡まで） (2) 住宅用地特例 小規模住宅用地 200㎡以下の住宅用地 課税標準額が価格の1/6 一般住宅用地 小規模住宅用地以外の住宅用地 課税標準額が価格の1/3 ・ 地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）（主なもの） (1) 特定事業所内保育施設（企業主導型保育事業） 適用期間5年間 特例率 1/3 (2) 生産性向上特別措置法に係る先端設備等 適用期間3年間 特例率ゼロ	住宅用地及び非住宅 用地への変更1月20日 償却資産 1月31日
	納 期 等	
	第1期4月1日～4月30日 第2期7月1日～7月31日 第3期9月1日～9月30日 第4期11月1日～11月30日	

軽自動車税
(種別割)

課 税 客 体 ・ 納 税 義 務 者				賦 課 期 日	
原動機付自転車 軽 自 動 車 小型特殊自動車 2輪の小型自動車				所有者または使用者	
				4月1日	
課 税 標 準 及 び 税 率				申告書提出期日	
【原動機付自転車・二輪車・小型特殊自動車】				・取得申告 軽自動車等の所有者等となった日から15日以内 ・廃車申告 軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内	
車種区分			税率		
原動機付自転車	50cc以下または0.6kw以下		2,000円		
	90cc以下または0.8kw以下		2,000円		
	125cc以下または1.0kw以下		2,400円		
	ミニカー (※) 50cc以下		3,700円		
軽二輪車	125cc超 250cc以下		3,600円		
二輪の小型自動車	250cc超		6,000円		
小型特殊自動車	農耕作業用		2,400円		
	その他		5,900円		
(※) 特定小型原動機付自転車を除く。					
【三輪及び四輪以上の軽自動車】					
・平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けた車両で、重課税率の対象外車両					
車種区分			税率		
軽自動車	三輪		3,100円		
	四輪	貨物	営業用	3,000円	
			自家用	4,000円	
		乗用	営業用	5,500円	
			自家用	7,200円	
	・平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両				
車種区分			税率		
軽自動車	三輪		3,900円		
	四輪	貨物	営業用	3,800円	
			自家用	5,000円	
		乗用	営業用	6,900円	
			自家用	10,800円	
	・最初の新規検査から13年を経過した車両 (重課税率)				
車種区分			税率		
軽自動車	三輪		4,600円		
	四輪	貨物	営業用	4,500円	
			自家用	6,000円	
		乗用	営業用	8,200円	
			自家用	12,900円	

軽自動車税 (種別割)	課 税 標 準 及 び 税 率				申告書提出期日																				
	・令和4年4月1日から令和5年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（新車に限る。）で次の基準に該当するもの（軽課税率） グリーン化特例①（75%軽減） 電気軽自動車 天然ガス軽自動車（平成30年排出ガス規制適合または平成21年排出ガス規制適合かつNO _x （窒素酸化物）10%低減達成車に限る） 燃料電池軽自動車（乗用自家用に限る）				・取得申告 軽自動車等の所有者等となった日から15日以内 ・廃車申告 軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内																				
	<table><tr><th colspan="4">車種区分</th><th>税率</th></tr><tr><td rowspan="6">軽自動車</td><td colspan="2">三輪</td><td></td><td>1,000円</td></tr><tr><td rowspan="4">四輪</td><td rowspan="2">貨物</td><td>営業用</td><td>1,000円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>1,300円</td></tr><tr><td rowspan="2">乗用</td><td>営業用</td><td>1,800円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>2,700円</td></tr></table>				車種区分				税率	軽自動車	三輪			1,000円	四輪	貨物	営業用	1,000円	自家用	1,300円	乗用	営業用	1,800円	自家用	2,700円
	車種区分				税率																				
	軽自動車	三輪			1,000円																				
		四輪	貨物	営業用	1,000円																				
				自家用	1,300円																				
			乗用	営業用	1,800円																				
				自家用	2,700円																				
		グリーン化特例②（50%軽減） 令和12年度燃費基準90%達成車																							
<table><tr><th colspan="4">車種区分</th><th>税率</th></tr><tr><td rowspan="2">軽自動車</td><td>三輪</td><td>乗用</td><td>営業用</td><td>2,000円</td></tr><tr><td>四輪</td><td>乗用</td><td>営業用</td><td>3,500円</td></tr></table>				車種区分				税率	軽自動車	三輪	乗用	営業用	2,000円	四輪	乗用	営業用	3,500円								
車種区分				税率																					
軽自動車	三輪	乗用	営業用	2,000円																					
	四輪	乗用	営業用	3,500円																					
グリーン化特例③（25%軽減） 令和12年度燃費基準70%達成車																									
<table><tr><th colspan="4">車種区分</th><th>税率</th></tr><tr><td rowspan="2">軽自動車</td><td>三輪</td><td>乗用</td><td>営業用</td><td>3,000円</td></tr><tr><td>四輪</td><td>乗用</td><td>営業用</td><td>5,200円</td></tr></table>				車種区分				税率	軽自動車	三輪	乗用	営業用	3,000円	四輪	乗用	営業用	5,200円								
車種区分				税率																					
軽自動車	三輪	乗用	営業用	3,000円																					
	四輪	乗用	営業用	5,200円																					
※グリーン化特例 ②及び③については、ガソリンを内燃機関の燃料とする軽自動車であり、平成30年排出ガス基準50%低減達成車または平成17年排出ガス基準75%低減達成車（★★★★）に限る。																									
納 期 等																									
5月1日～5月31日																									

軽自動車税 (環境性能割)	課 税 客 体 ・ 納 税 義 務 者			
	三輪以上の軽自動車の取得者			
	課 税 標 準 及 び 税 率			
	平成31年度地方税制改正における自動車の税の見直しにより、自動車取得税が廃止され、自動車税及び軽自動車税それぞれに環境性能割が創設された。なお、軽自動車税の環境性能割は、当分の間、都道府県が賦課徴収等を行う。 課税標準額は自動車の取得価格 税率は燃費性能等に応じ次の表のとおり			
	(R5. 4. 1～R5. 12. 31)			
	燃費性能等		税率	
			自家用	営業用
	電気自動車等		非課税	非課税
	ガソリン車	★★★★かつ2030年度燃費基準75%達成車 かつ2020年度燃費基準達成車		
		★★★★かつ2030年度燃費基準60%達成車 かつ2020年度燃費基準達成車	1.0%	0.5%
★★★★かつ2030年度燃費基準55%達成車 上記以外		2.0%	1.0% 2.0%	
※「★★★★」平成30年排出ガス基準50%低減達成車または平成17年排出ガス基準75%低減達成車。				
納 期 等				
三輪以上の軽自動車の取得時 ※賦課徴収等については当分の間、都道府県が行う。				
市たばこ税	課 税 客 体 ・ 納 税 義 務 者			
	市内の小売販売業者に売り渡した製造たばこ (製造たばこの製造者、特定販売業者または卸売販売業者) 【手持品課税】 ・市内のたばこの販売業者等が税率引上げ日の午前0時現在において、たばこの製造場または保税地域以外の場所で販売のために製造たばこを所持している場合に、その所持する製造たばこについて、税率の引上げ相当分を課税するもの。 (小売販売業者、卸売販売業者等)			
	課 税 標 準 及 び 税 率			
	・ 製造たばこ1,000本につき 6,552円			
	納 期 等			
	毎月の売渡し分について翌月末日までに申告納付			
特別土地 保有税	課 税 客 体 ・ 納 税 義 務 者			
	1月1日において基準面積以上の土地を所有する者(保有)、1月1日または7月1日前1年間に基準面積以上の土地を取得した者(取得)(平成15年度より課税停止)			
	課 税 標 準 及 び 税 率			
	課税標準額は取得価額とする 免税点 5,000㎡未満 ・ 保有は取得価額または修正取得価額のうち、いずれか低い額の1.4/100 ・ 取得は取得価額の3/100			
	納 期 等			
平成15年度税制改正により、特別土地保有税については、15年度以降保有分及び取得分とも新たな課税は実施しないこととされた。				

入 湯 税	課 税 客 体 ・ 納 税 義 務 者
	鉱泉浴場における入湯客(特別徴収義務者：鉱泉浴場の経営者)
	課 税 標 準 及 び 税 率
	入湯客1人1日につき150円
	納 期 等
	特別徴収義務者が毎月分を翌月15日までに申告納付
事 業 所 税	課 税 客 体 ・ 納 税 義 務 者
	市内の事業所等において事業を行う法人または個人
	課 税 標 準 及 び 税 率
	・ 資 産 割 課税標準の算定期間の末日現在における事業所床面積の合計面積 1㎡につき 600円 免税点 1,000㎡以下 ・ 従業者割 課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額の 0.25/100 免税点 100人以下
	納 期 等
	・ 法人 事業年度終了の日から2月以内 ・ 個人 翌年の3月15日まで
国有資産等 所在市町村 交付金	課 税 客 体 ・ 納 税 義 務 者
	国・地方公共団体所有の固定資産で貸付資産等
	課 税 標 準 及 び 税 率
	算定標準額の1.4/100 (注) 法で特別の定めがあるものを除き、算定標準額は前年の3月31日現在において国有財産台帳等に記載された価格である。
	納 期 等
	6月30日

(2) 課税状況

ア 市民税

(ア) 個人市民税 (当初調定)

(単位：千円)

区分 \ 年度	元	2	3	4	5
均等割	743,333	747,793	752,630	752,622	756,812
所得割	22,913,809	23,235,546	23,011,018	23,189,359	23,502,832
合計	23,657,142	23,983,339	23,763,648	23,941,981	24,259,644

(イ) 法人市民税

(単位：千円)

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
均等割	2,109,306	2,078,578	2,093,239	2,061,011	2,093,387
法人税割	6,561,804	6,700,733	5,099,252	4,877,373	4,877,349
合計	8,671,110	8,779,311	7,192,491	6,938,384	6,970,736

イ 固定資産税

(ア) 固定資産税 (当初調定)

(単位：千円)

区分 \ 年度	元	2	3	4	5
土地	8,383,955	8,432,910	8,450,141	8,526,055	8,545,268
家屋	14,279,596	14,731,223	14,082,124	14,885,603	15,300,624
償却資産	3,328,911	3,528,777	3,291,900	3,455,118	3,395,217
合計	25,992,462	26,692,910	25,824,165	26,866,776	27,241,109

(イ) 国有資産等所在市町村交付金 (当初調定)

(単位：千円)

区分 \ 年度	元	2	3	4	5
交付金	224,884	225,229	258,668	258,038	254,665

ウ 軽自動車税 (種別割) ※ (当初調定)

(単位：千円)

区分 \ 年度	元	2	3	4	5
調定額	1,168,895	1,213,985	1,260,726	1,310,785	1,349,262

※ 令和元年度までは軽自動車税 (以下同じ)。

エ 市たばこ税

(単位：千円)

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
調定額	2,783,742	2,812,111	2,664,635	2,773,754	2,981,319
	手持品 13,149	手持品 226	手持品 9,285	手持品 10,071	手持品 44

オ 入湯税

(単位：千円)

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
調定額	19,943	24,844	15,009	17,768	26,567

カ 事業所税

(単位：千円)

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
調定額	2,226,357	2,296,412	2,307,470	2,380,023	2,391,248

(3) 令和5年度市税当初予算額（現年課税分のみ）

税目	予算額（千円）	構成比（％）	税目	予算額（千円）	構成比（％）
市民税	31,120,000	47.8	軽自動車税	1,322,000	2.0
個人	24,150,000	(37.1)	環境性能割	59,000	(0.1)
法人	6,970,000	(10.7)	種別割	1,263,000	(1.9)
固定資産税	27,383,000	42.1	市たばこ税	2,888,000	4.5
純固定資産	27,128,000	(41.7)	入湯税	24,000	0.0
交付金	255,000	(0.4)	事業所税	2,336,000	3.6
			合計	65,073,000	100.0

(4) 令和4年度市税決算額

(5.5.31現在)

税目		区分	現計予算額 （千円）	調定額（千円）	収入額（千円）	収納率（％）	
						対予	対調
現年課税分		市民税	31,120,000	31,326,424	31,110,451	100.0	99.3
		個人	24,150,000	24,355,688	24,156,237	100.0	99.2
		法人	6,970,000	6,970,736	6,954,214	99.8	99.8
		固定資産税	26,878,000	27,121,084	26,897,098	100.1	99.2
		純固定資産	26,620,000	26,863,045	26,639,059	100.1	99.2
		交付金	258,000	258,039	258,039	100.0	100.0
		軽自動車税	1,323,000	1,349,112	1,329,377	100.5	98.5
		軽自動車税（種別割）	1,263,000	1,290,422	1,270,687	100.6	98.5
		環境性能割	60,000	58,690	58,690	97.8	100.0
		市たばこ税	2,935,000	2,981,363	2,981,363	101.6	100.0
		入湯税	24,000	26,567	26,567	110.7	100.0
		事業所税	2,337,000	2,391,248	2,378,795	101.8	99.5
		計	64,617,000	65,195,798	64,723,651	100.2	99.3
		滞納繰越分	409,000	1,490,493	432,294	105.7	29.0
		合計	65,026,000	66,686,291	65,155,945	100.2	97.7

(5) 市税収入額年度別伸び率状況

(単位：％)

年度	30	元	2	3	4
伸び率	100.2	101.6	98.4	99.5	101.7

(6) 市税の市民負担状況（現年課税分のみ）

（単位：円）

区分	税目	市民税	固定資産税	その他	市税総額
元年度 （調定額）	1人当たり	78,786	62,477	15,605	156,868
	1世帯当たり	175,965	139,541	34,854	350,360
2年度 （調定額）	1人当たり	75,875	64,235	15,480	155,590
	1世帯当たり	167,391	141,711	34,150	343,252
3年度 （調定額）	1人当たり	74,851	62,766	15,531	153,148
	1世帯当たり	166,024	139,221	34,448	339,693
4年度 （調定額）	1人当たり	76,219	65,987	16,419	158,625
	1世帯当たり	165,178	143,004	35,582	343,764
5年度 （当初予算額）	1人当たり	75,717	66,624	15,985	158,326
	1世帯当たり	164,089	144,385	34,642	343,116

※ 人口・世帯は4月1日現在。

(7) 口座振替

ア 口座振替加入状況（当初納税通知書発送時）

（単位：人・％）

区分 年度	市・県民税（普徴）		固定資産税		軽自動車税		合計	
	納税義務者数	加入率	納税義務者数	加入率	納税義務者数	加入率	納税義務者数	加入率
	加入者数		加入者数		加入者数		加入者数	
30	59,212	29.8	172,689	45.3	173,604	20.6	405,505	32.4
	17,648		78,152		35,686		131,486	
元	47,157	31.5	173,643	45.1	174,347	20.3	395,147	32.5
	14,859		78,270		35,373		128,502	
2	46,495	31.5	179,557	43.6	175,244	20.1	401,296	31.9
	14,648		78,296		35,241		128,185	
3	46,969	30.9	174,524	44.7	176,750	19.8	398,243	32.0
	14,490		78,002		34,959		127,451	
4	46,942	29.5	176,016	44.5	177,625	19.3	400,583	31.5
	13,852		78,278		34,212		126,342	

(8) コンビニ収納

市民の生活時間の24時間化などライフスタイルの多様化に対応し、納税の手段、機会の拡大につなげることで、納税者の利便性と納期内納付率の向上を図れることから、平成20年度から軽自動車税についてコンビニエンスストアでの納付受付を実施している。また、個人市・県民税及び固定資産税についても、納税者の利便性等を考慮し、25年度から実施した。

(9) スマートフォンアプリを使った収納

スマートフォンの普及に伴い納税者の利便性と市税等の早期納付や収納率の向上を図るため、令和元年度からスマートフォンアプリ（PayPay、PayB）を使って個人市・県民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）の納付受付を実施している。

また、令和5年度から、固定資産税と軽自動車税（種別割）は、地方税統一QRコードを印字した納付書を発行し、上記に加え地方税統一QRコードに対応したスマートフォンアプリでの納付が可能になった。

(10) 納付方法別収納状況

ア 納付件数

(単位：件・%)

種別 \ 年度	30	元	2	3	4
窓口納付 (割合)	557,411 (45.2)	564,539 (46.0)	544,220 (44.0)	525,789 (42.5)	508,943 (41.0)
口座振替 (割合)	402,706 (32.7)	393,209 (32.0)	393,738 (31.8)	392,160 (31.7)	391,385 (31.5)
コンビニ収納 (割合)	272,090 (22.1)	267,676 (21.8)	278,552 (22.5)	271,719 (22.0)	287,128 (23.1)
スマホ収納 (割合)		1,243 (0.1)	15,367 (1.3)	36,332 (3.0)	38,350 (3.1)
共通納税システム (割合)		730 (0.1)	5,070 (0.4)	10,817 (0.8)	16,379 (1.3)
合計	1,232,207	1,227,397	1,236,947	1,236,817	1,242,185

イ 納付金額

(単位：円・%)

種別 \ 年度	30	元	2	3	4
窓口納付 (割合)	57,688,817 (76.9)	59,054,417 (77.2)	56,177,578 (74.4)	53,313,953 (71.6)	51,797,362 (68.2)
口座振替 (割合)	13,241,637 (17.6)	13,159,452 (17.2)	13,485,021 (17.9)	13,345,539 (17.9)	14,070,667 (18.5)
コンビニ収納 (割合)	4,125,081 (5.5)	4,033,837 (5.3)	4,205,538 (5.6)	4,087,653 (5.6)	4,418,191 (5.8)
スマホ収納 (割合)		29,028 (0.0)	311,450 (0.4)	687,240 (0.9)	708,665 (0.9)
共通納税システム (割合)		204,345 (0.3)	1,340,302 (1.7)	3,000,913 (4.0)	4,986,021 (6.6)
合計	75,055,535	76,481,079	75,519,889	74,435,298	75,980,906

※ 上記納付金額は、納付誤り等による還付等を反映させていないため、市税決算額とは異なる。

(11) 高松市納税案内センター（市税電話催告業務）

早期の税込確保と滞納の未然防止を図るため、平成22年9月から民間委託によりコールセンターを設置し、早期の納付等と呼びかける電話催告業務を実施している。

ア 対象税目・業務体制・業務時間

対象税目	市・県民税（普徴）・固定資産税・軽自動車税（種別割）	
業務体制	管理者1名及びオペレーター3名（令和元年度）	
業務時間	平日	9：00～17：00
	うち8日間	12：00～20：00
	日曜日（月1回）	9：00～17：00

イ 業務実績

年度	30	元	2	3	4
延べ対象者数（人）	18,545	11,323	16,485	12,555	12,265
架電件数（件）	25,731	11,578	15,000	13,741	9,685
実施時間	7月1日～ 3月31日	10月1日～ 3月31日	4月1日～ 3月31日	4月1日～ 3月31日	4月1日～ 3月31日

- ※1 架電件数については、相手と通話できなかった場合も1件としている。
- ※2 令和元年度からは、同一人に複数の税目で架電した場合は税目ごとに1件としている。
- ※3 令和2年度業務時間について、新型コロナウイルス対策のため、4月は22日中9日間、5月は19日中19日間の28日間架電中止。
- ※4 令和3年度業務時間について、245日間、催告期間中9日間中止。日曜日は月1回、夜間は週2日実施した。
- ※5 令和4年度業務時間について、251日間（1日中止）、催告期間中止、日曜日は月1回、夜間は週2日実施した。

(12) 特別滞納整理

高額滞納者や折衝が困難な滞納者に対して、給与、預貯金、生命保険など換価性の高い債権から自動車等の動産や土地、家屋等不動産に至るまで差押えを実施し、収納率の向上を図っている。

平成17年9月から、県と県内の全ての市町と滞納整理組合が参加する香川滞納整理推進機構が設立され、主に個人住民税の滞納案件について、県の税務職員を市町等の徴税吏員に併任することにより、共同で徴収に当たり、滞納整理を推進している。

また、平成16年度からは、不動産や自動車等の差押え物件の公売を実施する他、18年度からは、インターネットを利用したオークションによる公売を実施している。

ア 差押え実績

（4年度）

差押え件数	滞納税額（差押え対象税額）
2,322 件	382,587,525 円

イ 香川滞納整理推進機構

（4年度）

従事案件額	徴収済額
523,676,529 円	118,848,030 円

ウ 公売

(4年度)

	実施回数 (回)	物件数 (件)	入札者数 (人)	売却価額 (円)
会場公売	0	0	0	0
インターネット公売	1	1	5	5,566,000

(13) 債権回収室

財政の健全化や市民負担の公正・公平性を確保することを目的に、市税のほか、国民健康保険料などの未収金の効率的・効果的な回収を図るため、平成23年4月に納税課内に債権回収室を設置、23年度は、債権回収室への移管処理基準や事務手続などを定めた「債権回収一元化に関する事務処理要領」を作成し、24年1月から国民健康保険料と介護保険料を対象に債権の一元的回収に着手した。24年度からは、新たに保育料など他の強制徴収が可能な債権を対象に加えるなど本格的に回収業務に取り組んだ。25年度以降は、強制徴収公債権のほか、裁判所による強制執行が必要な非強制徴収債権（母子寡婦福祉資金貸付金等）も対象とするなど、回収業務を拡大し取り組んでいる。

ア 移管件数

年度		30	元	2	3	4
引受金額 (円)		94,689,307	109,190,038	49,764,554	63,812,672	36,587,772
引受件数 (件)	国民健康保険料	102	161	44	85	59
	介護保険料	224	271	153	69	40
	保育料	44	70	30	31	12
	下水道事業受益者負担金	1	1			
	母子寡婦福祉資金貸付金	2	4	5	1	
	高等学校等入学準備金貸付金					
	児童扶養手当返還金		1			
	子育て世帯臨時特例給付金					
	非常勤嘱託報酬					
	幼稚園授業料	8	9	4	4	
	放課後児童クラブ利用者負担金			23	9	5
	保育所等給食費				1	
合計 (件)		381	517	259	200	116

イ 取組状況

	30	元	2	3	4
差押え件数 (件)	93	94	24	58	34
支払督促申立件数 (件)	3	4	9		
民事調停申立件数 (件)		1	1		
通常訴訟件数 (件) ※少額訴訟を含む				1	3
収入金額 (円)	26,171,745	29,464,511	11,540,426	23,487,032	15,225,614

(14) ふるさと高松応援寄附金

平成20年6月に制定した「ふるさと高松応援寄附条例」に基づき、ふるさと高松のまちづくりを応援する人々からの寄附の受入れを開始し、寄附者には、玉藻公園など市内7施設に利用できるパスポートを送付したほか、2年続けて寄附をいただいた方に対しては、高松市の特産品を送付した。

27年2月に返礼品の見直しを行い、盆栽や漆器、お墓の清掃サービスなどの中から、寄附者が選択できることとしたほか、27年4月、インターネットから寄附ができるようポータルサイトを立ち上げた。

29年4月に総務省から発出された、制度の趣旨に沿った責任と良識のある対応を求める通知に基づいて、返礼品の見直しを行った。

令和元年度の地方税制改正において、ふるさと納税制度における指定制度が導入され、元年6月以降は、総務大臣が指定した地方団体に対する寄附が特例控除の対象となり、本市も指定を受けた。

2年度は、新たにポータルサイトを追加採用するとともに、本市ごじまん品をはじめとする野菜や果物等の魅力的な地場産品を、返礼品として多数採用したこと、また、新型コロナウイルス感染拡大に伴う、巣ごもり需要等の影響もあり、寄附額が飛躍的に向上した。

3年度、4年度においても、引き続き、新たにポータルサイトを追加採用するとともに、返礼品の充実に取り組み、さらに寄附額は増加した。現在は、8つのポータルサイトで寄附受付を行っている。

ア 寄附件数及び金額 (単位：件・円)

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
寄附件数	4,390	8,326	64,628	80,259	86,343
寄附金額	104,875,000	185,315,876	597,634,174	860,254,674	932,747,012

(15) 納税通知書の見直しについて

市民に通知の内容を伝わりやすくするため、平成25年度から市・県民税納税通知書及び固定資産税納税通知書を見直し、「わかりやすさ」を評価するユニバーサルコミュニケーションデザイン協会（UCDA）の認証を、全国の自治体で初めて取得した。

(16) ご当地ナンバープレート

平成25年9月2日から、本市のシンボルである屋島を広くPRするとともに、地域における一体感の醸成を図ることを目的として、県内では4例目となる原動機付自転車用のご当地ナンバープレートの交付を開始し、その普及に努めてきたが、令和2年5月11日から登録自動車や軽自動車に交付が開始となった「高松版図柄入りナンバープレート」にその役目を引継ぎ、現時点の在庫分をもって交付を終了することとなった。なお、4年12月に、ご当地ナンバープレートの全数分を交付し終えた。

ア ご当地ナンバープレート交付状況 (単位：枚)

区分 \ 年度			30	元	2	3	4
原動機付自転車ナンバープレート交付件数			3,332	3,174	3,335	3,249	3,129
	計	通 常	1,797	1,808	2,211	2,529	2,944
		ご当地	1,535	1,366	1,124	720	185
	50cc以下 (白)	通 常	1,146	1,091	1,339	1,471	1,734
		ご当地	1,027	883	747	508	147
	90cc以下 (黄)	通 常	164	182	249	226	204
		ご当地	115	104	77	55	38
	125cc以下 (桃)	通 常	487	535	623	832	1,006
		ご当地	393	379	300	157	0

3 契 約

建設業法（昭和24年法律第100号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、公共工事の入札及び契約の適正化

の促進に関する法律（平成12年法律第127号）、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）等に基づき、本市の発注する建設工事等について適正な執行を確保するため、入札参加資格申請の受付・資格審査・格付・資格者名簿登載の上、指名・入札・契約締結等の事務を行っている。

平成6年度から制限付き一般競争入札を採用するとともに、指名競争入札においては、指名運用基準の策定・公表等を行っているほか、談合罪・贈賄罪の容疑及び独占禁止法違反に対する指名停止措置の強化を図るため、指名停止等措置要綱の一部改正を行う等、厳正かつ公正な発注業務の執行に努めている。

11年度から技術検査室を設け、従来の工事検査に加え、工事の設計・積算・施工等の指導を行っている。

13年度に制限付き一般競争入札の対象工事を拡大したほか、6月1日から、より公正で透明な入札制度の確立を目指し、公募型指名競争入札方式を導入している。

16年1月に入札及び契約手続きにおける、さらなる透明性の確保と公正な競争を促進するため入札監視委員会を設置した。

18年度においては、入札制度の透明性、公平性に加え、事務処理の効率化を目的として、16年度から香川県と共同開発してきたかがわ電子入札システムの運用を開始した。

19年度においては、電子入札対象案件の拡大を図ったほか、20年1月に高松市総合評価落札方式試行要領を制定し、試行を開始した。

20年度においては、4月1日に財産活用課物品契約係を統合し、財務部契約監理課としたほか、入札事務の効率化と一般競争入札の適用範囲拡大のため、入札後審査型制限付き一般競争入札を導入した。また、6月から電子入札対象案件を拡大し、コンサルタント業務については、契約監理課扱いの全案件を対象とした。7月には、「鋼材類」及び「燃料油」が高騰している状況に鑑み、単品スライド条項の適用を開始し、11月には、「鋼材類」、「燃料油」の2品目以外についても適用を拡大した。また、10月には、最低制限価格率の算定式を国の低入札価格調査基準算定式の見直しに併せ改正した。

21年度においては、4月から中間前払金制度を導入し、6月からは電子入札対象案件を契約監理課扱いの全案件を対象とするとともに、7月からは、入札後審査型一般競争入札の適用範囲を設計金額1億円以上から、予定価格（税込）5千万円以上に拡大した。また、最低制限価格率算定基準を国の算定基準の改定に準じて改めたほか、総合評価落札方式の評価項目に、災害時の活動体制など、企業としての社会性を評価する要素を追加する等の見直しを行うとともに、試験的に地域密着型を新設した。さらに、新財務システムの導入に伴い、高松市用品調達基金を21年度末で廃止するとともに、直接購入の範囲の拡大など、物品調達の制度の見直しを行った。

22年度においては、9月から、入札後審査型一般競争入札の適用範囲を予定価格5千万円以上から、3千万円超に拡大するとともに、総合評価落札方式では、新たに市内企業の活用や企業の労働福祉等の評価項目を追加し、内容・配点などの見直しを行った。

23年度においては、4月に「死亡事故発生による指名停止措置業者に対する減点評価の厳罰化」などの見直しを行い、また、6月には、大型案件に係る市内営業所の拠点性を重視する観点から、「常勤職員（技術者）数による市内営業所の拠点性に係る入札参加条件」を設定するなどの見直しを行った。さらに、8月には、本市発注工事に係る「予定価格に関する情報漏えい問題」を受け、予定価格等を探ろうとする外部からの行為を抑止するとともに、契約事務の公平・公正・透明性の一層の確保を図るため、「契約事務における不当な情報提供等の要求に対する対応等要領」を制定したほか、入札の透明性をより高めるとともに適切な競争性を確保する等のため、制限付き一般競争入札の適用範囲を1,500万円以上に拡大した。

24年度においては、4月に、下水道事業に係る工事等の契約事務の窓口が、上下水道局へ移管されたほか、総合評価落札方式において、災害協定の締結期間等による配点区分の新設や「簡易型Cタイプ」の加算点算

定基準等を見直すとともに、応札者の負担軽減を図る観点等から、設計図書の有料販売を廃止し、入札関係書類等の電子データを「かがわ電子入札システム」に掲載するなどの取組を行った。また、建設工事のさらなる高品質化や、工期の遵守等、工事契約の適正な履行を図るため、検査基準を明確にした「建設工事検査要領」の制定、評定項目・評定ランクを定める「建設工事成績評定要領」の改正、「監督員」と「工事監理者」の区分を明確にする「建設工事監督要領」の改正等、建設工事検査関係制度の大幅な見直しを行った。さらに、6月には、工種及び価格を限定し、最低制限価格率（失格基準価格率）の有効桁を試験的に見直すとともに、過去2年間の工事成績の平均点による入札参加資格を設定したほか、指名停止措置要件である「業務に関する不正又は不誠実な行為」の該当行為の例示によるペナルティの新設等の改正を行った。また、物品調達においては、6月から、「かがわ電子入札システム」を利用した電子入札を段階的に実施し、25年1月から実施対象を全業種としている。

25年度においては、6月に、総合評価落札方式の「Bタイプ」を廃止し、「工事品質の確保」という制度本来の趣旨を踏まえた「技術評価型（Ⅰ型）」と「地域密着型（Ⅱ型）」の2区分として本格導入するとともに、評価項目の一部を入札参加資格者名簿の審査に移行するなど、大幅な見直しを行った。

26年度においては、入札の中止・不調対策として、1者入札を原則、有効としたほか、物品調達においては、入札参加資格者名簿の更新に併せ、6月には「高松市物品・委託・役務の提供等指名競争入札等業者選定要領」を定め、運用を開始した。

28年度においては、総合評価落札方式における評価基準の一部見直しを行い、より具体的な評価を実施することとしたほか、改正品確法の趣旨に基づき、新たに「登録基幹技能者」に関する評価を導入した。

29年度においては、最低制限価格率（失格基準価格率）の算定方法を国に準じて改正したほか、社会保険等未加入業者対策として、全ての本市発注工事で、原則として、社会保険等未加入業者との一次下請契約を禁止することとした。

30年度においては、香川県広域水道企業団の設立に伴い、下水道事業に係る工事等の契約事務が、契約監理課に移管されたほか、総合評価落札方式における評価基準の一部見直しを行い、「災害時の活動体制」を「地域密着型（Ⅱ型）」においても評価対象とするとともに、設備工事では評価対象とする継続教育認定団体を拡大するなどの見直しを行った。

令和元年度においては、総合評価落札方式において、「低入札価格調査制度」を導入するとともに、受注機会のさらなる均等化を図るため、工事成績評定点の評価対象期間を過去4年間から8年間に延長したほか、土木一式工事、電気工事及び管工事の格付に対応する指名基準額の変更などの見直しを行った。また、社会保険等未加入業者対策として、原則、社会保険未加入業者との全ての下請契約を禁止することとした。

2年度においては、不調を回避し、速やかに工事に着手できるよう、予定価格事後公表の工事案件に、再度入札制度を導入した。また、物品調達においては、平成31年2月1日付で、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）」が改正されたことに伴い、一定基準額以上の物品等・役務の調達案件に関し、欧州連合の供給者を入札参加可能とした一般競争入札の実施を開始した。

4年度においては、建設業における働き方改革関連整備法の適用に先立ち、高松市週休2日モデル工事を試行導入したほか、国に準じて最低制限価格率及び低入札価格調査基準価格率等の算定基準を見直した。

(1) 入札参加資格受付状況

ア 工事契約関係

(5.6現在 単位：件)

区分 \ 年度	元・2			3・4			5・6		
	市内 企業	準市内・ 市外企業	計	市内 企業	準市内・ 市外企業	計	市内 企業	準市内・ 市外企業	計
建設工事	509	560	1,069	523	551	1,074	512	524	1,036
建設関連委託業務	80	281	361	74	278	352	76	265	341
合計	589	841	1,430	597	829	1,426	588	789	1,377

イ 物品契約関係

(5.6現在 単位：件)

区分 \ 年度	29・30・元			2・3・4			5・6・7		
	市内 企業	準市内・ 市外企業	計	市内 企業	準市内・ 市外企業	計	市内 企業	準市内・ 市外企業	計
物品等入札参加資格	752	1,160	1,912	741	1,212	1,953	664	1,085	1,749

(2) 契約状況

ア 工事契約関係

(契約監理課扱い分)

区分 \ 年度	2		3		4	
	件数 (件)	契約金額 (千円)	件数 (件)	契約金額 (千円)	件数 (件)	契約金額 (千円)
建設工事	328	13,648,362	280	13,653,395	261	19,401,677
建設関連委託業務	111	672,415	85	634,351	97	871,451
合計	439	14,320,777	365	14,287,746	358	20,273,128

イ 物品契約関係

(契約監理課扱い分)

区分 \ 年度	2		3		4	
	件数 (件)	契約金額 (千円)	件数 (件)	契約金額 (千円)	件数 (件)	契約金額 (千円)
物品	3,710	670,077	3,733	622,794	3,817	594,248

4 本庁舎

昭和46年9月、市議会に市庁舎建設調査特別委員会が設置されて以来、鋭意検討されてきた新庁舎の建設は、52年2月15日起工式を行い、53年4月19日に上棟式、10月28日には定礎式を経て、54年1月29日開庁、2月15日に落成式が挙行された。

引き続き、仮庁舎として利用していた旧庁舎3号館及び4号館を取り壊し、二輪車置場の工事を行ったほか、関連事業として、旧庁舎の2号館及び3号館を取り壊し、半地下式の二輪車置場と立体駐車場を設けた。

54年12月28日、庁舎関連整備事業の完了により、新庁舎建設事業は全て完了した。

(1) 本庁舎の概要

ア 所在地 高松市番町一丁目8番15号

イ 建築の概要

敷地面積 12,461.47 m² (防災合同庁舎敷地を含む)

建築面積 4,642.55 m²

延床面積	33,390.65 m ² (レンタサイクルポート 3.27 m ² 含む)
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造
規模	地下2階 地上13階 (屋上階1階) 建
建物の高さ	60.0m
外構	市民広場 255 m ² (15m×17m)
ウ 工期	着工 昭和52年2月15日 開庁 昭和54年1月29日 竣工 昭和55年1月23日
エ 庁舎建設費	
建築工事	55億3,384万4,000円
庁舎整備関連	3億1,040万5,000円
補償、その他	8,555万4,000円
設計・調査・監理等	1億8,711万7,000円
初度調弁	2億1,820万5,000円
事務費、その他	8,900万3,000円
合計	64億2,412万8,000円
オ 財源内訳	
起債	24億6,600万円
一般財源	9億2,483万5,000円
庁舎建設基金	30億3,329万3,000円

(2) 庁舎配置図

(事 務 棟)

R階	機械室		機械室
13	大会議室		環境局長室、環境総務課、ゼロカーボンシティ推進課、ワークシェアステーション
12	マイナンバーカード交付・更新会場		監査委員事務局、農業委員会事務局、環境施設対策課、健康管理室、121会議室
11	選挙管理委員会、選挙管理委員会事務局、113会議室、114会議室		コンプライアンス推進課（情報公開コーナー）、くらし安全安心課、110会議室、111会議室、112会議室、市民やすらぎ課
10	教育長室、教育局長室、教育委員室、教育委員会総務課、学校施設整備室、101会議室		学校教育課、保健体育課、生涯学習課、少年育成センター、人権教育課
9	交通政策課、公園緑地課、河港課、水路対策調整室、91会議室		都市整備局長室、都市計画課、住宅・まちづくり推進室、デジタル社会基盤整備室、建築指導課
8	道路管理課、道路整備課、用地室、81会議室、82会議室	エレベーター	契約監理課、技術検査室、建築課、入札室（1）、入札室（2）
7	創造都市推進局長室、産業振興課、企業立地推進課、観光交流課、観光エリア振興室、都市交流室、文化芸術振興課、文化財課		人権啓発課、スポーツ振興課、市営住宅課、高松市営住宅管理センター
6	こども家庭課、こども保育教育課、施設対策室、運営支援室		健康福祉局長室、健康福祉総務課、地域共生社会推進室、子育て支援課、こども女性相談課、61会議室
5	財政局長室、財政課、農林水産課、53会議室、54会議室		広聴広報課、市政記者室、土地改良課、地籍調査室、外部監査室、52会議室
4	市民政策局長室、政策課、移住・定住促進室、コミュニティ推進課、地域振興課、男女共同参画・協働推進課		市長室、副市長室、秘書課
3	総務局長室、総務課、人事課、行政改革推進室、国保・高齢者医療課（保健事業係）		財産経営課、ファシリティマネジメント推進室、土地開発公社、31会議室、32会議室、33会議室
2	納税課、債権回収室、市民税課、資産税課、長寿福祉課、在宅医療支援センター、高齢者総合相談コーナー		21会議室
1	市民課、国保・高齢者医療課、おくやみ手続窓口		消費生活センター、消費生活相談、市民相談コーナー、市民ホール、案内所
B1	駐車場		生協、B1会議室
B2	機械室		電気室

(議会棟)

	議場	
6階		機械室
5	委員会室	委員会室
4	議員控室、委員会室	
3	議長室、副議長室、市議会事務局長室、市議会事務局、議会図書室	
2	障がい福祉課、生活福祉課	
1	出納室、介護保険課、指定金融機関、守衛室	
B1	防災センターなど	

5 防災合同庁舎（危機管理センター）の整備

平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震により、東北地方を中心に未曾有の地震・津波災害が発生し、被災地では、行政機能が壊滅状態となる自治体もあるなど、想定を超える被害をもたらした。

これらを踏まえ、本市では、近い将来に発生するとされる南海トラフ地震などの大規模災害時における防災・危機管理に係る対応力と業務維持能力を高め、迅速かつ効果的に危機管理体制を整備するため、災害発生時に情報拠点及び指揮命令拠点となる常設の災害対策本部機能等を有する「高松市防災合同庁舎（危機管理センター）」の整備に取り組むこととし、24年度には、財産活用課（現在の財産経営課）に危機管理センター整備室を設置し、施設の基本構想を策定するとともに、基本設計に着手した。25・26年度においては、施設の基本設計・実施設計を完了し、27年度から約3年間の建設工事を経て、30年2月に施設の竣工を迎え、同年4月から香川県広域水道企業団が業務を開始した。

30年4月24日に落成式を挙行了した後、順次、香川県広域水道企業団高松事務所、下水道部、消防局、危機管理課、情報政策課が移転し、同年5月21日から庁舎の本格運用を開始した。

(1) 庁舎の概要

ア 所在地	高松市番町一丁目8番15号
イ 建築の概要	
建築面積	1,738.24 m ²
延床面積	11,501.53 m ²
構造	鉄骨造、基礎免震構造（一部CFT造）
規模	地上8階建
建物の高さ	39.95m
ウ 公用車駐車場	鉄骨造 地下1階地上4階建て（二輪車駐輪場含む）
エ 障害者等駐車場	鉄骨造 平家建て（4台分）
オ 工期	着工 平成27年3月23日 竣工 平成30年2月28日
カ 建設工事費	79億724万2,680円
キ 財源内訳	
起債	55億50万円
上下水道局負担金	21億1,711万7,304円
一般財源	2億8,962万5,376円

(2) 庁舎配置図

8階	機械室	エレベーター・中庭	機械室
7	デジタル戦略課、情報マネジメント課		電気室
6	香川県広域水道企業団		601会議室、602会議室、入札室
5	消防局長室、消防局総務課、消防防災課、予防課		501会議室、502会議室、503会議室
4	401会議室、消防仮眠室		情報指令課、指令管制室、消防対策本部室
3	危機管理課、災害対策本部室、303会議室		301会議室、302会議室
2	下水道経営課、下水道業務課、下水道整備課		香川県広域水道企業団高松ブロック統括センター、201会議室、202会議室
1	香川県広域水道企業団高松ブロック統括センター、たかまつ防災プラザ		香川県広域水道企業団高松ブロック統括センター、守衛室

6 公有財産（令和5年3月31日現在）

(1) 土地・建物

(単位：㎡)

区分		土地	建物
行政財産	公用財産		
	本庁舎	12,461.47	51,378.78
	消防施設	43,038.75	24,569.84
	その他の施設	568,580.37	139,495.19
	公共用財産		
	学校	1,354,445.33	564,189.80
	公営住宅	488,550.39	240,221.55
	公園	1,932,559.93	17,438.34
	その他の施設	8,173,046.34	365,677.59
普通財産	山林	4,577,825.43	—
	宅地	494,166.30	76,026.28
	その他	218,927.68	23.16
合計		17,863,601.99	1,479,020.53

(2) 有価証券

(単位：円)

株券	10,650,000
----	------------

(3) 出資による権利

(単位：円)

香川県漁業信用基金協会出資金	4,850,000
香川県農業信用基金協会出資金	37,400,000
香川県信用保証協会出資金	384,010,860
高松市病院事業会計出資金（みんなの病院分）	5,951,754,653
高松市病院事業会計出資金（塩江分院・附属医療施設分）	10,274,100
高松市病院事業会計出資金（香川病院分）	8,767,500
香川県広域水道企業団出資金	1,583,040,000
公益財団法人香川県環境保全公社出資金	14,400,000
高松市土地開発公社出資金	5,000,000
公益社団法人香川県青果物協会出資金	3,076,200
公益財団法人香川県水産振興基金出資金	36,400,000
公益財団法人香川県農地機構出資金	27,677,000

公益財団法人高松市学校給食会出資金	10,000,000
公益財団法人かがわ産業支援財団出捐金	1,090,945,000
一般財団法人太平洋戦全国空爆犠牲者慰霊協会出捐金	500,000
公益財団法人高松市スポーツ協会出資金	10,000,000
公益財団法人リバーフロント研究所出捐金	2,500,000
公益財団法人香川いのちのりレー財団出捐金	8,646,000
公益財団法人高松市国際交流協会基本財産出捐金	30,000,000
公益財団法人香川アイバンク出捐金	687,500
公益財団法人かがわ健康福祉機構出捐金	3,479,000
公益財団法人香川県暴力追放運動推進センター出捐金	54,800,000
公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー出捐金	300,000,000
株式会社ケーブルメディア四国出資金	50,000,000
株式会社高松市食肉卸売市場公社出資金	15,000,000
香川県広域水道企業団出資金（枕川ダム建設事業）	3,252,892,300
公益財団法人高松市文化芸術財団基本財産出捐金	10,000,000
香川県広域水道企業団出資金（高松市塩江簡易水道事業）	57,489,000
塩江温泉旅館飲食協同組合出資金	70,000
有限会社湯遊しおのえ出資金	2,250,000
塩江町森林組合出資金	2,778,000
香川県広域水道企業団出資金（国分寺町水道事業）	613,700,000
香川東部森林組合出資金	100,000
有限会社香南町農業振興公社出資金	9,500,000
社会福祉法人志度玉浦園出捐金	15,000,000
エフエム高松コミュニティ放送株式会社出資金	5,256,108
地方公共団体金融機構出資金	30,000,000
株式会社カマタマーレ讃岐出資金	10,000,000
株式会社ファイブアローズ出資金	10,000,000
高松市下水道事業会計出資金	5,250,904,000
高松空港株式会社出資金	249,000,000
合計	19,162,147,221

(4) 物権 (単位 : ㎡)

地上権	2,269,152.06
-----	--------------

(5) 工作物 (単位 : 個)

区分		門	囲障（m）	給排水施設	池井	貯槽	照明施設
数量		770	117, 625. 87	961	128	860	564
冷房施設	暖房施設	空調施設	消火施設	汚水（物） 処理施設	通信・放送 施設	橋梁	電気施設
42	5	5, 839	184	200	472	14	935
機械施設	望楼・塔	昇降機	加熱施設	置場	計測装置	諸標	その他
306	91	153	163	592	30	399	826

7 物 品

(5. 3. 31現在)

区分	現在高	
車両類	444 台	本庁関係 256 台 消防関係 188 台
機械類	787 基	
その他	1,739	

8 基 金

(1) 積立基金

(5. 3. 31 現在 単位：円)

区分	基金積立現在額
1 財政調整基金	11,797,079,203
2 減債基金	2,143,858,691
3 施設整備基金	2,822,755,573
4 地域振興基金	3,482,073,480
5 国民健康保険事業財政調整基金	0
6 介護保険事業財政調整基金	4,112,727,862
7 中小企業勤労者福祉共済基金	102,579,659
8 消防施設整備基金	164,171,693
9 ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発基金	1,939,511
10 塩江美術館美術品等取得基金	2,354,948
11 森林整備基金	69,263,574
12 健やか子ども基金	0
13 競輪事業施設整備基金	1,507,639,490
14 新型コロナウイルス感染症対策利子等補給基金	93,106,840
15 動物愛護管理基金	23,223,050
16 学校施設整備基金	7,252,472
17 サンクリスタル高松リニューアル基金	146,807,051
合計	26,476,833,097

※1 平成25年4月1日に、条例を一部改正し、建設事業基金を施設整備基金に名称変更した。

※2 平成25年12月27日に、福祉の充実と教育力向上のための臨時基金を創設した。

※3 平成26年12月25日に、健やか子ども基金を創設した。

※4 平成29年3月30日に、競輪事業施設整備基金を創設した。

※5 令和2年3月30日に、条例を一部改正し、森林整備事業基金を森林整備基金に名称変更した。

※6 令和2年12月25日に、新型コロナウイルス感染症対策利子等補給基金を創設した。

※7 令和3年12月27日に、動物愛護管理基金を創設した。

※8 令和4年3月29日に、学校施設整備基金を創設した。

※9 令和5年3月29日に、サンクリスタル高松リニューアル基金を創設した。

9 法定外公共物（里道・水路等）

平成12年4月から地方分権一括法（地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律）が施行されたことに伴い、里道・水路等の法定外公共物が国から市町村に譲与されることになり、本市では国から示されたガイドラインに基づき譲与申請を行い、17年3月31日までに譲与契約を締結し、本市の管理財産となった。

※ 法定外公共物とは、道路法、河川法、下水道法等の公物管理法の適用または準用されていない、認定外道

路・通路、水路、池沼等として公共の用に供されているもの。

10 指定管理者制度

本市では、平成15年9月2日の地方自治法の一部改正に伴い、これまで自治体の管理権限の下で、市が出資した法人、公共団体及び公共的団体に限定されていた「公の施設」の管理運営を、民間事業者を指定管理者として委託することが可能となり、また、施設の使用許可権限の委譲や、利用料金制を導入することも可能となった。

改正前の規定に基づき管理運営の委託を行っていた公の施設については、18年9月までの3年間の経過措置期間中に、指定管理者制度を導入するか、直営を継続するかを検討し、導入施設については、条例を整備するなど、新たな制度に対応することが必要となった。

このため、16年度において施設の管理運営全般について見直しを行うとともに、指定管理者制度の導入について検討を行い、9月に「指定管理者制度導入指針」（26年4月 高松市指定管理者制度運用基本指針に改正）を策定した。さらに、17年4月に「公の施設指定管理者制度導入計画」を策定し、これに基づき、18年度から46施設で指定管理者制度を導入した。

指定管理者制度導入施設は、令和5年4月1日現在で211施設（公募120・非公募91）となった。

11 ファシリティマネジメント

本市では、多様な行政需要に対応するため、多種多数の施設を建設していたが、平成17年度の市町合併により、多くの施設が加わり、少子・超高齢化の進展や人口減少社会を迎え、施設の効率的な活用が課題となっていた。

これらの施設の多くが、高度成長期からバブル期にかけて整備されたもので、老朽化の進展に伴う建て替え等が一時期に集中することが予想され、その財政負担を軽減化・平準化するとともに、施設の在り方の方針を定める必要があった。

このようなことから、既存施設を有効に活用しつつ、適正な維持管理及び長寿命化を図るとともに、維持管理費用の縮減や保有総量を適正化するなどのファシリティマネジメントを重視した取組について、その基本的な考え方や取り組むべき課題、推進体制等を定めた「高松市ファシリティマネジメント推進基本方針」を24年9月（26年4月一部改正）に策定した。

また、国の要請を受け、建築物だけでなく、インフラ施設を加えた現状やマネジメント方針等を定めた「高松市公共施設等総合管理計画」を26年12月（令和5年1月改定）に策定した。

さらに、施設をできるだけ長く適切に使用するための指針となる「高松市公共施設長寿命化指針」を27年3月に、施設分類ごとの再編の考え方を示す「高松市公共施設有効活用・再配置等方針」を27年10月に、施設総量・配置等の適正化の推進を図ることを目的とした「高松市公共施設再編整備計画」を30年10月（令和4年5月改定）に策定した。